



国土建第131号
国土建整第67号
平成24年6月29日

(社) 建設産業専門団体連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局

建設業課長



建設市場整備課長



東日本大震災の復旧・復興に係る作業員宿舎建設に関する支援制度について

東日本大震災の復旧・復興事業の進捗に伴い、被災地では既存の宿泊施設の収容能力を上回る数の作業員が建設工事等に従事するようになり、作業員宿舎が不足するという新たな問題が発生しつつあります。

今後、復興事業が本格化すれば、いわゆる復興JV制度の活用等によって被災地以外からの作業員の数もさらに増加することが見込まれるところであり、作業員宿舎不足が深刻化することが懸念されます。

復興事業の円滑な施工を確保するためには、国、地方公共団体、発注者、受注者、その他の民間事業者等がそれぞれの立場から宿舎不足の解消に向けて取り組むことが必要であります。この度、受注者の取組に対する支援として、(一財)建設業振興基金が実施している債務保証制度を活用し、建設業団体や事業協同組合、建設企業等が作業員宿舎を建設する際の資金調達について債務保証等を受けることが可能となりました(詳細につきましては別紙をご参照ください。)

つきましては、貴団体傘下の会員等に対して、本制度の周知及び積極的な利用の促進をお願いします。

なお、本制度に関する具体的なご質問やご相談につきましては、以下の(一財)建設業振興基金担当部にご連絡願います。

【本制度に関するお問い合わせ先】

(一財)建設業振興基金 金融支援部 (7月1日より組織名変更)

(電話: 03-5473-4575)

債務保証制度を活用した作業員宿舍建設スキームについて

(一財) 建設業振興基金 金融支援部

被災地における作業員宿舍不足問題への対応として、下記パターンによる建設業振興基金（以下：振興基金）の債務保証制度の活用が可能ですので、ご案内いたします。

パターン1 建設業団体や事業協同組合等が作業員宿舍を設置する場合

① 概要

一定の要件を満たす建設業団体及び事業協同組合等が、復興建設工事に従事する建設作業員等のための宿舍を設置する際に、金融機関から融資を受ける場合、振興基金が債務保証及び金利助成を行う。

② 要件

制度の利用が可能な建設業団体及び事業協同組合等は、振興基金に対して資金を出損している団体・組合もしくはその所属団体・組合であることが必要。

③ 保証料、保証期間等

保証料…年利 0.3% 保証期間…12 年以内 保証割合…借入元本額の 90%

④ 金利助成

助成率…年利 2%（但し、借入利率が年利 2%を下回る場合には、当該借入利率と同率）
助成期間…6 年以内

パターン2 建設企業が作業員宿舍を設置する場合

① 概要

一定の要件を満たす建設企業や企業連合等が、受注した復興建設工事に従事する作業員のための宿舍を設置する際に、所属する団体・組合から転貸融資を受ける場合、振興基金は団体・組合に対し債務保証を行う。

② 要件

制度の利用が可能な建設企業は、上記パターン1の②に該当する団体・組合に所属していることが必要。

③ 保証料、保証期間等

保証料…年利 0.3% 保証期間…3～5 年以内 保証割合…借入元本額の 90%

パターン3 企業等グループが事業協同組合を新設して、作業員宿舍を設置する場合

① 概要

企業等グループが事業協同組合を新設し、当該組合が一定の要件を満たした場合、パターン1と同様の債務保証及び金利助成を受けることが可能。

② 要件（次の a から c をすべて満たすことが必要）

- a. 上記パターン1の②に該当する団体・組合から推薦を受けていること
- b. 新設組合の構成員の3分の2以上が、上記パターン2の②に該当する建設企業であること
- c. 災害対応等の地域貢献度の高い事業を行っていること又は行う予定であること

以上

- 被災地における復興事業が本格化し、被災地以外からの現場作業員の増加が見込まれる中、工事に従事する作業員の宿舎が不足し、事業の円滑な施工に支障が生じることが懸念される。
- 作業員の宿舎不足の問題への対応として、例えば以下の①～③のようなケースが考えられるところであり、各種支援制度を活用可能とする。

ケース① 建設業団体や事業協同組合等が設置する場合



- （一財）建設業振興基金の債務保証制度を活用

ケース② 建設企業や企業連合等が設置する場合



- （一財）建設業振興基金の債務保証制度を活用
- 厚生労働省の建設雇用改善推進助成金を活用（※）

※設置場所や入居者などについての一定の要件を満たした場合

ケース③ 企業等グループが設立した事業協同組合が設置する場合



- （一財）建設業振興基金の債務保証制度を活用

作業員宿舎建設スキーム①(建設業団体等が設置する場合)

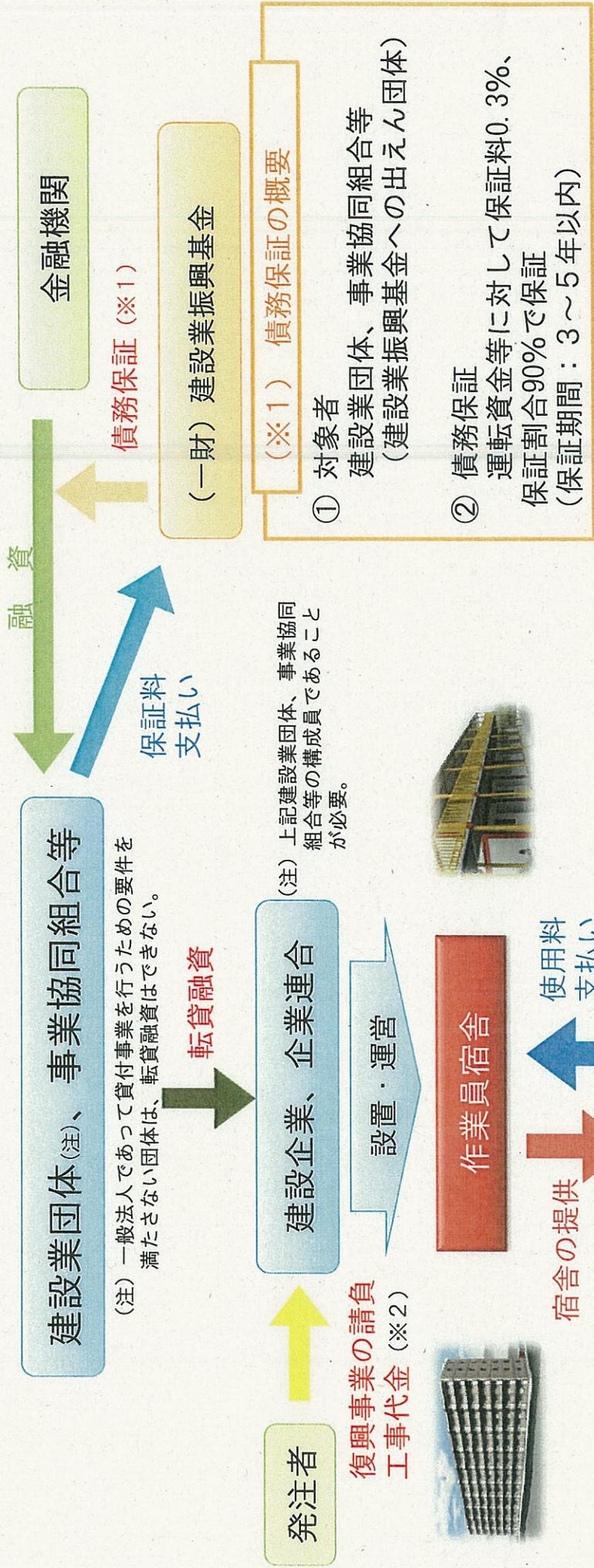
- 建設業団体や事業協同組合等が、傘下の建設企業の作業員等のための宿舎を設置する。
- 宿舎設置にあたっては、(一財)建設業振興基金の債務保証制度等を活用。



- ※ 債務保証・金利助成の概要
- ① 対象者
建設業団体、事業協同組合等
(建設業振興基金への出えん団体)
 - ② 債務保証
共同施設の設定のための資金に対して
保証料0.3%、保証割合90%で保証
(保証期間：12年以内)
 - ③ 債務保証に伴う金利助成
共同施設の設定のための資金については、
金利助成(上限2%)
(助成期間：6年以内)

作業員宿舎建設スキーム②(建設企業等が設置する場合)

- 個々の建設企業や企業連合等が、受注した復興事業の建設工事に従事する作業員のための宿舎を設置する。
- 宿舎設置にあたっては、**工事請負代金の共通仮設費等**、**(一財)建設業振興基金の債務保証制度**を活用した**建設業団体からの転貸融資**を活用。
- 設置場所や入居者などについての一定の要件を満たした場合は、**建設雇用改善推進助成金**を活用。



(※1) 債務保証の概要

① 対象者
建設業団体、事業協同組合等
(建設業振興基金への出えん団体)

② 債務保証
運転資金等に対して保証料0.3%、
保証割合90%で保証
(保証期間：3～5年以内)

『建設雇用改善推進助成金』(厚生労働省)
 ※ 建設工事が行われる場所に賃借によって作業員宿舎を設置し、入居者が自社又は自社の直接の下請の建設労働者であることなど、一定の要件を満たす場合に限りに、300万円を上限に助成

(※2) 復興事業の請負工事代金には、現場労働者に係る諸費用として共通仮設費等が含まれている。

作業員宿舎建設スキーム③(企業等グループが設立した事業協同組合が設置する場合)

- 地元建設企業や地域外建設企業等が作業員宿舎建設・運営のためのグループを形成し、事業協同組合を設立。
- 宿舎設置にあたっては、(一財)建設業振興基金の債務保証制度等を活用。

